

R8年度島根県国民保護計画 新旧対照表

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性												
1	P9 第1編第3章	関係機関の事務又は業務の大綱	<p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関の名称 (略)</th> <th style="text-align: center;">事務又は業務の大綱 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">日本医師会</td> <td style="text-align: center;">1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td>【病院その他の医療機関】 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称 (略)	事務又は業務の大綱 (略)	日本医師会	1 医療の確保	【病院その他の医療機関】 (略)	(略)	<p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関の名称 (略)</th> <th style="text-align: center;">事務又は業務の大綱 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【病院その他の医療機関】</td> <td style="text-align: center;">1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称 (略)	事務又は業務の大綱 (略)	【病院その他の医療機関】	1 医療の確保	(略)	(略)	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
機関の名称 (略)	事務又は業務の大綱 (略)																
日本医師会	1 医療の確保																
【病院その他の医療機関】 (略)	(略)																
機関の名称 (略)	事務又は業務の大綱 (略)																
【病院その他の医療機関】	1 医療の確保																
(略)	(略)																
2	P29 第2編第1章第1節	県における組織・体制の整備	<p>1～4 (略)</p> <p>5 医療提供体制の確保 <u>県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。</u></p>	<p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更												
3	P45 第2編第1章第5節	研修及び訓練	<p>2 訓練 (3)訓練に当たっての留意事項 ア～カ (略)</p> <p>キ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。</p>	<p>2 訓練 (3)訓練に当たっての留意事項 ア～カ (略)</p> <p>(新設)</p>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更												

R8年度島根県国民保護計画 新旧対照表

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性
4	P47 第2編第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	<p>2 救援に関する基本的事項 (1)基礎的資料の準備 県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。 ア 県対策本部において集約すべき基礎的資料避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎的資料として特に準備する。 (ア)収容施設(避難所(長期避難住宅及び宿泊施設を含む。))及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト</p> <p>・特に、<u>長期避難住宅</u>及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等</p> <p><u>(イ)避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト</u> (ウ)～(キ) (略)</p>	<p>2 救援に関する基本的事項 (1)基礎的資料の準備 県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。 ア 県対策本部において集約すべき基礎的資料避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎的資料として特に準備する。 (ア)収容施設(避難所(長期避難住宅を含む。))及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト</p> <p>・特に、<u>一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅</u>及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等 (新設)</p> <p><u>(イ)～(カ) (略)</u></p>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
5	P49 第2編第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	<p>5 避難施設の指定 (1)避難施設の指定の考え方 県は、<u>国が定める「緊急事態を想定した避難施設(シェルター)の確保に関する基本方針」</u>及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所、避難所の指定状況等地域の実状を踏まえ、発生のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。</p>	<p>5 避難施設の指定 (1)避難施設の指定の考え方 県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所、避難所の指定状況等地域の実状を踏まえ、発生のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。</p>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更

R8年度島根県国民保護計画 新旧対照表

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性
6	P81 第3編第4章第2節	避難の指示等	<p>2 避難の指示</p> <p>(1)住民に対する避難の指示</p> <p>ウ 避難の指示に際して調整を要する課題の整理</p> <p>(キ)自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整</p> <p>・県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整</p> <p>・国の対策本部長による<u>港湾施設、飛行場施設、道路</u>の利用指針を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)</p>	<p>2 避難の指示</p> <p>(1)住民に対する避難の指示</p> <p>ウ 避難の指示に際して調整を要する課題の整理</p> <p>(キ)自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整</p> <p>・県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整</p> <p>・国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)</p>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
7	P94 第3編第5章	救援	<p>1 救援の実施</p> <p><u>キ 福祉サービスの提供</u></p> <p><u>ク～サ (略)</u></p>	<p>1 救援の実施</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>キ～コ (略)</u></p>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
8	P95 第3編第5章	救援	<p>2 関係機関との連携</p> <p><u>(4)事業者との連携</u></p> <p><u>県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。</u></p> <p><u>(5)～(9) (略)</u></p>	<p>2 関係機関との連携</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)～(8) (略)</u></p>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更

R8年度島根県国民保護計画 新旧対照表

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性
9 -1	P97 第3編第5 章	救援	<p>3 救援の内容 (3)救援の内容 知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。</p> <p>ア 収容施設の供与 ・避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>国が管理する施設、移動可能な施設、車両等</u>とその用地の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>・収容期間が長期にわたる場合の対応(<u>宿泊施設の居室、長期避難住宅等(賃貸住宅及び公営住宅等を含む。)の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握</u>)</p> <p>・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応(<u>調達が困難な場合の、国等への支援要請</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) <p>イ～オ (略)</p>	<p>3 救援の内容 (3)救援の内容 知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。</p> <p>ア 収容施設の供与 ・避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>設置可能な仮設小屋、天幕等</u>とその用地の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p><u>・一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者に対する福祉避難所の供与</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>・収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、<u>宿泊施設の居室等</u>を含む。)<u>とその用地の把握</u>)</p> <p>・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) <p>イ～オ (略)</p>	<p>「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更</p>

R8年度島根県国民保護計画 新旧対照表

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性
9 -2	P98 第3編第5 章	救援	<p>カ 電話その他の通信設備の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>・通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請 キ 福祉サービスの提供</p> <p>・避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者に関する情報の把握</p> <p>・これらの者からの相談対応</p> <p>・これらの者に対する避難生活上の支援</p> <p>・福祉避難所の設置</p> <p>・福祉サービスの提供に係る国等への支援要請</p> <p>ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>・住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請</p> <p>ケ 学用品の給与(対象:小学生・中学生・高校生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>・教科書等の給与に係る国等への支援要請</p> <p>コ・サ (略)</p>	<p>カ 電話その他の通信設備の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>キ 福祉サービスの提供</p> <p>(新設)</p> <p>ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>(新設)</p> <p>ケ 学用品の給与(対象:小学生・中学生・高校生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>(新設)</p> <p>ケ・コ (略)</p>	<p>「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更</p>